

自治会連合ニュース

あなたが主役！ みんなが主役！



平成23年2月

大町市連合自治会

目 次

| | |
|-----------------------|------|
| 1. はじめに | 1 頁 |
| 2. マニュアル作成の目的 | 1 頁 |
| 3. 自治会とは | 1 頁 |
| 4. 自治会の運営 | 3 頁 |
| 5. 自治会活動と市の関係制度及び行政窓口 | 7 頁 |
| 6. 自治会加入促進 | 12 頁 |
| 7. 望ましい自治会のあり方とは | 13 頁 |

1. はじめに

住みよい「まち」をつくるのは行政の役割ですが、それは行政側の一方的な働きかけだけではなく、住民と行政が意見を出し合い、協力し合い、役割を分担することにより、より良いまちづくりができるというものでしょう。さらに自分たちの「まち」をより良いものにしていくには、そこに住む人たちが地域のこれからを考え、集い・話し合い・協力し合うことが必要です。近年では社会環境の変化に伴い、住民のライフスタイルや価値観が多様化し、人と人とのつながりも多様化してきています。そのような時代だからこそ、地域を基盤とした人と人とのつながりである「自治会」は地域づくりの「要」的存在だといえるでしょう。

また、大きな災害が起こったときや、地域の防犯対策には自治会の活発な地域とそうでない地域とでは大きな違いがあるといわれ、地域を基盤とした人と人とのつながりの大切さが、再認識されています。今後の活発な自治会活動により、より良いまちづくりをめざして行きましょう。

2. マニュアル作成の目的

自治会活動の課題の一つとして、自治会役員交代時の、円滑な事務引継ぎが難しいといわれています。また、行政との関わりにおいて、行政の仕組みが複雑になり、市の窓口がわかりにくく、自治会の活動に支障が出ている、また新しく自治会長に就任する際も不安に感じているとの意見も少なくありません。

そこで、自治会の円滑な運営や継続的な活動をサポートするために、自治会の意義や運営などの基本項目に加え、各種補助制度など、行政との関わりについてまとめた「自治会運営マニュアル」を作成しました。自治会活動の手助けになればと考えています。

3. 自治会とは

(1) 自治会の意義

自治会とは、地域に住む一人ひとりが、自分たちの地域のことを考え、お互いに協力し合い、安心安全な住みよい地域社会を形成するために組織された任意の団体です。任意の団体ですので、加入を強制できるものではありません。近年、地域の身近な問題は地域で解決する、住民自治の向上が必要とされていますが、一方では急速な少子・高齢化による家族形態の多様化が進展しており、人間関係が希薄化し、地域の組織力は低下している傾向にあるとも言われております。

しかし、昔から「遠くの親戚より近くの他人」や「向こう三軒両隣」と言われるように、一人で解決できない小さな問題事から大きな天災等の様々な「いざ」というときには、お隣やご近所の方たちが一番頼りになるものです。

自治会は、地域における様々な問題解決に取り組むとともに、地域でのふれあいの輪を広

げ、人々の連帯意識を高め、住みよい地域を築いていくことを大きな目的として組織されています。

(2) 組織

大町市連合自治会組織図



大町市連合自治会

単位自治会長をもって組織され、市民の自治活動の連絡調整をはかり、市行政への協力と民意の反映につとめ、市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とします。

行政と自治組織である単位自治会との連絡調整を行っています。

各地区連合自治会

各地区の単位自治会長をもって組織され、地域の自治組織の情報・意見交換及び行政との連絡調整の場として設置されています。

単位自治会

現在、97の単位自治会が組織され、地域づくりの基本となる「顔の見える」住民自治組織です。

(3) 機能

自治会には、次のような機能を持っています。

防災、防犯、福祉、教育などの地域の様々な問題を解決する機能
納涼祭や運動会など地域の人々との交流と親睦の促進のための機能
清掃、環境美化、集会施設の維持など地域の環境を整備する機能
行政からの情報伝達、地域内での情報の共有・発信する機能

(4)活動内容

情報のあるまちづくり

自治会内の情報を回覧板などでお知らせしたり、市民生活に必要な行政情報紙「広報おおまち」などを配布しています。

災害に強いまちづくり

いざという時には隣近所の助け合いが一番です。災害時に備えて自主防災組織を結成して、防災訓練などを実施しています。



安全なまちづくり

犯罪のない、安全なまちづくりのため、防犯灯の設置や維持管理を行っています。

きれいで快適なまちづくり

きれいで快適なまちづくりのため、道路や公園の清掃活動やごみ集積所の維持管理を行っています。

ふれあいのあるまちづくり

お祭りや盆踊り、運動会などを実施して、住民相互のふれあいや子どもから高齢の方までの世代間交流を図っています。

安心して健やかに暮らせるまちづくり

子どもから高齢の方まで地域で安心して健やかに暮らせるように、地域のみんなで見守り、支え合う地域福祉活動や青少年健全育成活動を行っています。

4.自治会の運営

(1)規約の作成

規約は地域におけるまちづくりのためのルールとして意味を持っています。規約を中心とした活動は民主的な活動の運営には欠かせないものであり、住民の権利と責任を明確にすることは、様々な活動への参加や、主体的な活動の保証にもつながります。

そのため、規約は大多数の会員の納得のいく内容が定められていることが基本です。自治会

の組織や役員構成・予算・事業等は規約に基づいて形づくられ活動へとつながっていくからです。

なお、規約については、住民の少子・高齢化などによる住民構成の変化や地域の実情に対応して、見直しを図ることが必要です。

(2)役員構成

自治会が秩序を保ちながら活動していくためには、会長をはじめとして役員の役割を明確にすることが大切です。役員は総会の決定事項に従い、日常的には会員の意見を聞き、また情報を伝達しながら自治会の目的を実現させるために存在し、対外的には会を代表しなければなりません。

役員の選出には、選挙・推薦・輪番制など、様々な方法がありますが、それぞれの自治会に一番望ましい方法を工夫することが必要でしょう。ただし、輪番制を採用する場合は、小さい子どもや介護を要する家族を抱える世帯や、高齢者だけの世帯等については配慮することも必要です。

また、自治会活動では、多くの女性が活動していますが、その会長や役員となると極めて少ないようです。まちづくりの重要な意思決定の場に女性も参画し、個性と能力を活かしていくことも必要ではないでしょうか。

大町市においては全自治会のうち約1/4の自治会においては役員の任期を2年としています。1年任期であっても再任を妨げないという自治会の規約により、長年にわたり自治会長を務められている自治会長も存在しています。しかし大半の自治会長の任期は1年です。

2年制を導入する自治会の利点としては、

- ・ 自治会事業を熟知できる。
- ・ 事業の継続性もあり、事業の遂行がしやすい。
- ・ 行政との繋がりができ、要望等意見を言いやすい。

などがあげられます。

しかし、

- ・ 高齢化も進み、1年任期の自治会長でさえ選任が大変難しいなか、2年制となるとさらに選任が困難となる。
- ・ 役員の負担がさらに重くなる可能性がある。

といった問題点も多く、なかなか受け入れられていません。

また、誰が自治会長になっても安心して務められるようなマニュアルづくりや、会長権限の分散化、事業の継続性が保てるように、すべての役員を2年任期とするのではなく、1年ごとに半分の役員が交代するような工夫や改善も必要ではないでしょうか。

(3) 自治会長の役割

自治会活動の中心となるのが自治会長です。活発な自治会運営を行ううえで、自治会長の役割は大変重要になってきます。

自治会長として気を配るポイントは次のとおりです。

幅広い住民参加への工夫

自治会には、その地域に住む様々な世代の人たちの総意が反映されなければなりません。そのためには住民のニーズをつかみ、住民の自発的な参加を得るために、様々な創意工夫、情報提供の努力が求められます。

自由な雰囲気づくり

自治会活動を進めるうえでは何よりも民主制が要求されます。住民の一人ひとりが十分話し合い、お互いの個性を認め、理解し合って活動を進められるような場の設定や、誰もが自分の意見を話しやすい雰囲気づくりに心がける必要があります。

個性を活かした役割分担

活動を進めるうえで、住民の個性を活かし、能力を伸ばせるような役割分担の配慮が必要です。

情報の共有

自治会活動は幅広い分野にわたっており、自治会長は様々な研修会や会議に参加して多くの情報を収集しています。これらの情報を持ち帰り、役員や住民に提供していくことも重要な役割です。

後継者づくり

事業の継続性を図るため、長年自治会長として運営に携わることも、自治会の発展につながることでしょう。一方、自治会運営のマンネリ化、役員の後継者不足へとつながる恐れもあります。自治会長の経験した自治会運営のノウハウを、地域住民への勉強会や定期的な情報交換の場を設けることで、後継者育成へとつなげていくことも大切です。

個人情報保護の取扱い

平成17年4月に「個人情報保護法」が施行されました。この法律は5,000人以上の情報を取り扱う事業所が対象になりますので、市内の自治会は対象にはなりません。しかし、「個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利や利益を保持する」という法理念の大切さは自治会も同様です。

自治会が会員の氏名や住所・電話番号などの個人情報を持つことは、活動するうえで不可欠です。大切な情報を守るために次の事項に気をつけて正しい管理に努めましょう。

自治会は会員個人の情報を持ち、それを活用することを会員に知らせる。

取得した個人情報の管理の方法を文書にして整理する。

(4)地縁団体の認可

地縁団体になる意義(法人格取得の意義)

かつて自治会には法人格が認められていなかったため、自治会で不動産を所有する場合には、会長の個人名義や役員の共有名義等としなければならず、名義人の死亡による相続問題などの様々な問題が生じていました。

このような問題に対処するため、平成3年地方自治法が改正され、一定の手続きにより自治会が法人格を取得することにより、地区の集会所の土地・建物などの不動産を地縁団体名義で不動産登記ができるようになりました。

認可地縁団体の設立について

地縁による団体とは

地縁による団体は、自治会など一定の区域内に住所を有する者の『地縁』に基づいて形成され、区域に住所を有する者は誰でも構成員になれる団体をいいます。

認可地縁団体の要件

地縁による団体が、市長の認可を受けることにより認可地縁団体となり、法人格が付与されます。地縁団体が法人格を得る目的は、不動産等を団体名義に登記することにあるため、認可にあたっては、団体が不動産を保有、またはこれから保有する場合に限り、さらに次のような要件が備わっている必要があります。

- ・ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ・ その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ・ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ・ 規約を定めていること。

地縁団体の認可に関する事項は庶務課市民活動支援係にご相談ください。

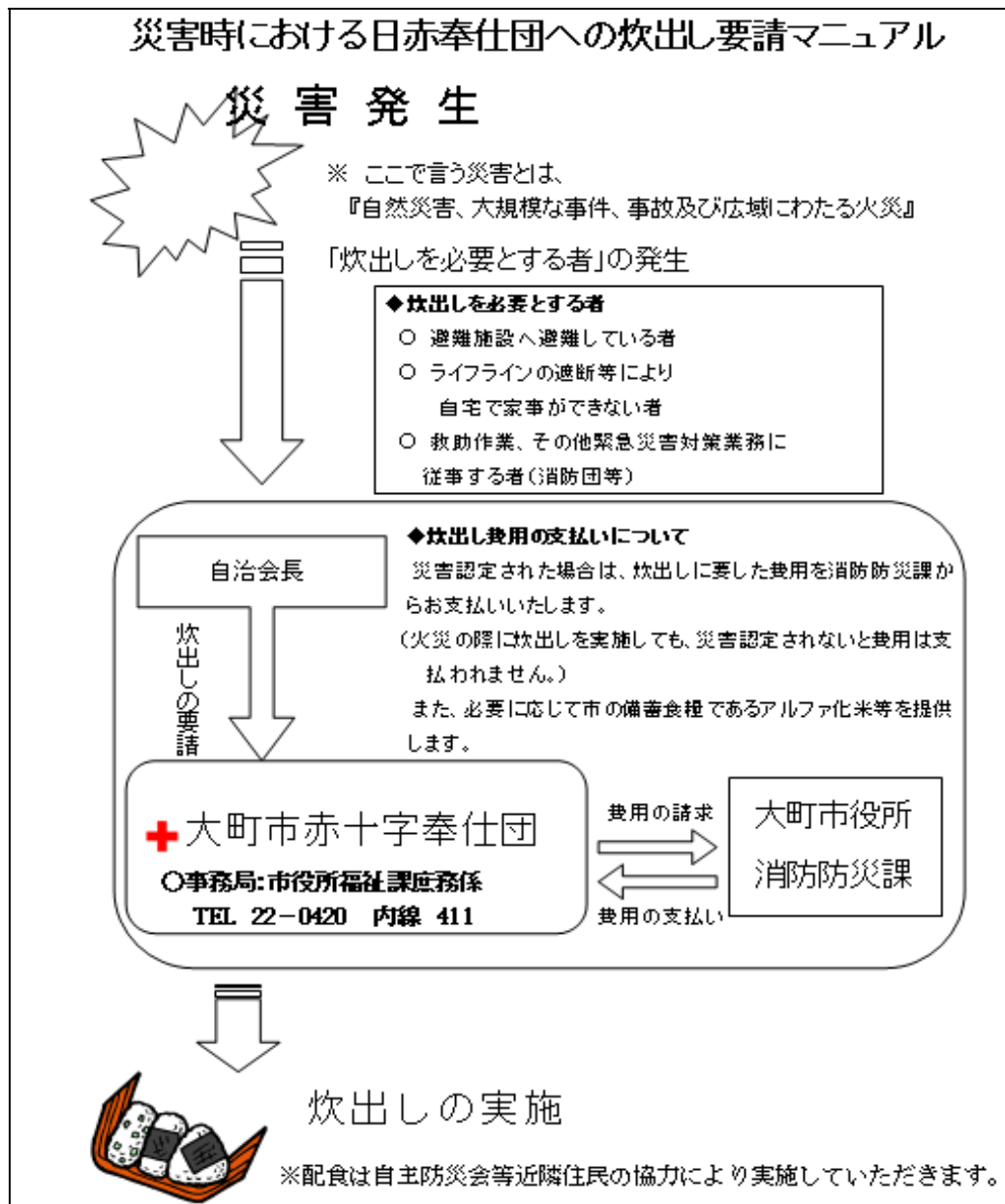
5. 自治会活動と市の関係制度及び行政窓口

自治会と特に関係の深い項目をまとめてあります。

| 内 容 | 担当部署 |
|---|--|
| 大町市連合自治会事業について 自治会関係全般について | 庶務課市民活動支援係 電話 22-0420(内線 830・831) |
| 地縁団体の認可等の申請について | |
| 市民参加と協働のしくみづくりについて きらり輝く協働のまちづくり事業について (別記:補助金あり) | |
| 広報等行政連絡文書配布について (配付先・配付数の変更) 回覧板・行政連絡袋の配付について | 庶務課広聴広報係 電話 22-0420(内線 403) |
| 自主防災会について 消防団について 防災・防犯対策について | 消防防災課消防防災係 電話 22-0420(内線 515・516) |
| 各種検診の申込書の取りまとめについて 健康づくり推進員について | 市民課中央保健センター 電話・有線 23-4400 |
| 複十字シール募金運動について (各自治会に募金取りまとめの依頼) | |
| 長野県県民交通災害共済について (各自治会の加入取りまとめの依頼) | 市民課市民生活交通担当 電話 22-0420(内線 463・464) |
| 一斉清掃について ごみの不法投棄について ごみ収集・資源回収について | 生活環境課環境衛生係 電話 22-0420(内線 461・462) |
| 民生委員関係について 日赤奉仕団について(炊出し要請マニュアルは別添) | 福祉課庶務係 電話 22-0420(内線 411) |
| 大町市老人クラブについて (組織強化と加入促進) | 福祉課高齢者・介護保険係 電話 22-0420(内線 416・417・418) |
| 児童遊園地について (別記:補助金あり) | 子育て支援課子育て支援係 電話 22-0420(内線 415・757) |
| アメリカシロヒトリ防除機の貸し出しについて | 農林水産課農業振興係 電話 22-0420(635・636) |

| 内 容 | 担当部署 |
|--|---|
| 有害鳥獣対策について (別記:補助金あり) 緑の募金について (各自治会に募金取りまとめの依頼) | 農林水産課庶務・林業振興係 電話 22-0420(内線 662・663) |
| 耐震対策について | 都市計画・国営公園対策課建築住宅係 電話 22-0420(内線 694) |
| 市道・水路の維持管理について 市道の除・排雪について 凍結防止剤の頒布について | 建設課維持係 電話 22-0420(内線 675・677) |

については八坂・美麻両支所でも受付を行っています。



自治会活動に関係の深い補助金には下記のものがあります。

| 補助金名称 | 補助率 | 担当部署 |
|---|--|---|
| 市連合自治会からの助成 行政事務連絡活動費 自治会が行政と住民の仲立ち となり、住民の自主活動を推 進するために交付する。 | H22 助成実績 均等割 1 自治会あたり 9,200 円 世帯割 1,500 × 文書配付世帯数 自治会長活動費 290 × 文書配付世帯数 (H23 活動費の配分基準は市連 合自治会常任委員会で決定) | 市連合自治会事務局 庶務課市民活動支援係 電話 22-0420 (内線 830・831) |
| 防犯灯維持管理補助金 自治会による既設防犯灯維持 管理のために交付する。 | 防犯灯 1 基あたり 1,400 円 | |

きらり輝く協働のまちづくり事業補助金

地域の資源を活用して、大町市の活力や魅力の向上を図るなど、地域の活性化につながる
公益性の高い市民の自主的・主体的なまちづくり活動が対象

| 対象事業 | 上限 | 補助期間(最長) |
|--------|--------|----------|
| 花づくり | 20 万円 | 10 年間 |
| 伝統文化継承 | 30 万円 | 1 年間 |
| 地域づくり | 150 万円 | 3 年間 |

申請期間 毎年 4 月 1 日 ~ 15 日ごろ

採択方法 「伝統文化継承」「地域づくり」については公開審査により可否を決定
「花づくり」については予算の範囲内で調整のうえ交付

対象経費 対象事業に該当する活動で、次に掲げる経費を除いたもの

- (1) 活動自体をその他の団体等に委託や下請けさせるための経費
- (2) 他の団体等に補助や助成を行うための経費
- (3) 日当等人件費に係る経費
- (4) 酒類の提供
- (5) 宗教、政治、営利を目的とした活動経費

庶務課市民活動支援係
電話 22-0420(内線 830・831)

| 補助金名称 | 補助率 | 担当部署 |
|--|--|--|
| 防犯灯設置(新設)補助金 各自治会が防犯灯を新設する場合の補助金 | 補助額:経費の1/2 上限額:1灯あたり20,000円 | 消防防災課 消防防災係 電話 22-0420 (内線 515・516) |
| 防災資機材購入補助金 各自主防災会が防災資機材を購入する場合の補助金 | 補助額:経費の1/2 上限額:世帯数に応じて区分有り | |
| 行政無線戸別受信機及びアンテナ購入費補助金 戸別受信機購入費用に対しての補助金 | 受信機 補助額:経費の1/2 上限25,000円 ダイポール型アンテナ 補助額:10割以内 上限7,000円 八木3素子型アンテナ 補助額:10割以内 上限26,000円 | |

こどもの遊び場設置事業補助金

自治会等がこどもの遊び場の設置、補修、撤去等を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付

| 経費 | 補助率 |
|---|----------------------------|
| ジャングルジム、滑り台等こどもが利用する遊具の設置に要する費用 | 1基当たり設置費の4分の3以内 限度額30万円 |
| 運動機能の向上及び健康の増進を目的としたこどもから大人までが利用する体操器具の設置に要する費用 | 1基当たり設置費の3分の1以内 限度額30万円 |
| 敷地の購入に要する費用 (66㎡以上、整地費は除く) | 敷地購入費の3分の2以内 限度額40万円 |
| 既設遊具及び体操器具の補修に要する費用 | 1基当たり補修費の4分の3以内 限度額15万円 |
| 老朽化等により遊具の安全基準(「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(平成14年国都公緑第299号)に沿って定められた遊具の安全基準)に適合しなくなった遊具の撤去に要する費用 | 1基当たり撤去費の4分の3以内 限度額30万円 |

子育て支援課子育て支援係
電話 22-0420(内線 415・757)

| 補助金名称 | 補助率 | 担当部署 |
|---|--|---|
| <p>農業等総合振興支援事業 (農作物被害防止事業)補助金</p> <p>有害鳥獣から農作物の被害を防止するために設置した防護柵に対して交付</p> | <p>電気柵 補助率 1/2 以内 限度額 1世帯 15 万円</p> <p>電気柵以外 補助率 1/3 以内 限度額 1世帯 3 万円</p> | <p>農林水産課 庶務・林業振興係 電話 22-0420 (内線 662・663)</p> |
| <p>コミュニティ振興対策事業補助金</p> <p>集会施設及び広場等整備に要する経費に対する補助金交付</p> <p>集会施設の新築、全面改築または既設建物購入経費 補助率:1/3 以内 限度額:公民館分館は 800 万円、その他の施設は 400 万円 集会施設の増築(10 m²以上)部分改築、大規模改修及び消防法指導による改善工事で 100 万円以上の工事費 補助率:1/3 以内、限度額:300 万円</p> <p>下水道排水設備工事に要する経費 補助率:1/3 以内、限度額:50 万円</p> <p>市長が適当と認めた施設整備(ふれあい広場など)に要する経費(用地費、補償費を除く) 補助率:1/3 以内、限度額:600 万円 集会施設の新築等に伴う敷地購入の際、融資を受けた額(1 千万円超は 1 千万円)の借入期間(5 年超は 5 年)中の利子額(利率 4%以内)</p> | <p>生涯学習課 生涯学習・青少年係 電話 22-0420 (内線 621・622)</p> | |
| <p>運動広場設置事業補助金</p> <p>500 m²以上の敷地の整地費及び市長が適当と認めた附帯設備の整備費に対する補助金の交付(用地費及び補償費を除く。)補助率 1/2 以内 (限度額 200 万円)</p> | <p>体育課社会体育係 (総合体育館内) 電話 22-8855</p> | |

上記補助金のほかにもつぎのような助成金があります。

- 春と秋の一斉清掃土砂運搬車両借上料(生活環境課)
- 自治会ごとに収集した古紙類・アルミ缶の報奨金(生活環境課)
- 県民交通災害共済加入推進協力金(市連合自治会)
- 複十字シール募金取り扱い事務費(市連合自治会)

6. 自治会加入促進

近年の自治会を取り巻く状況は少子高齢化や価値観の多様化といった社会情勢の変化により多くの自治会で未加入者が増加するなど厳しい状況にあります。

大町市においても、10年前には約80%の住民が自治会に加入しておりましたが、平成18年の合併時には76%に、さらに現在では約70%に落ち込んでいます。

自治会は任意団体であるため、地域住民に加入を強制することはできません。しかし、自治会に参加していれば地域内の情報や行政からの情報提供も簡単に行えますし、防災、子育て、高齢者支援、防犯、交通安全など、地域における課題等への対応も容易になります。

自治会活動は、住民の方々の相互理解が不可欠ですので、未加入世帯や新しく地区内に住まわれることになった人に対しては、積極的に活動内容などの情報提供をすることも必要です。

また、未加入者の中には単身赴任者や高齢者世帯といった様々な立場の人がいます。そこで、その立場に応じた形で無理なく自治会と付き合いがけるような仕組みを考え、加入しやすい環境を整えることも一つの方法ではないでしょうか。

地区別自治会加入率

(H23.1.31 現在)

| 地区別 | 世帯数 | 加入世帯数 | 加入率 |
|-------|--------|-------|-------|
| 大町 | 5,656 | 4,023 | 71.1% |
| 平 | 1,968 | 1,235 | 62.8% |
| 常盤 | 2,635 | 1,818 | 69.0% |
| 社 | 915 | 726 | 79.3% |
| 八坂 | 384 | 333 | 86.7% |
| 美麻 | 419 | 358 | 85.4% |
| 大町市合計 | 11,977 | 8,493 | 70.9% |

(現在住民基本台帳)

(自治会宛文書組込部数)

(1)自治会未加入の要因

市連自治会の事業の一つである、「自治会未加入者加入促進強調月間」の取組み報告書のなかで、未加入の要因となるものが複数報告されていますが、主なものには次のようなことがあげられています。

自治会の役員をやりたくない。

自治会費等の支払いが負担。

高齢化による身体的な不安。

付き合いが煩わしい。

加入するメリットが感じられない。

(2) 行政における取組み

自治会は会員相互の親睦を図るための任意の団体のため、行政が強制加入への指導はできません。現在、転入時の窓口勧誘、加入啓発チラシの配布等を実施し、自治会への加入を勧めています。

自治会への加入を勧めていくポイントとしては、

【災害等万が一の時に、自治会は住民の避難誘導、救援に大きな役割を果たす・・・

大規模災害発生時、行政の対応には限界がある。家屋の倒壊や火災現場からの救出や避難には住民相互や自治会・自主防災組織などによる地域の助け合い「共助」が非常に大切になってくる。】 という点を強調して加入促進を実施しています。

(3) 自治会における取組み

参加しやすい自治会づくりを目指すため、各自治会において、それぞれの自治会にあった取組みが必要になります。

例えば、前述した未加入の要因になっている項目ごとに、次のような改善案を各自治会ごとに検討してみてもどうでしょうか。

自治会の役員をやりたいくない 役員を選出方法の改善

- ・輪番制の見直し(意欲のある方へお願いする)
- ・誰でも自治会長を務められるようなマニュアルづくり
- ・会長権限の分権・分散化

自治会費等の支払いが負担 加入金・会費等の負担軽減化

- ・高齢者世帯の会費等の減免制度
- ・新規加入者への助成措置
- ・アパート住民からの協力金等

高齢化による身体的な不安 役員等の免除や周囲のサポート体制
付き合いが煩わしい

それぞれのライフスタイルにあわせた『ご近所づきあい』から始める

加入するメリットが感じられない

幅広い年代層の関心を高める交流事業等の企画など

7. 望ましい自治会のあり方とは

互いに助け合い、地域の課題に自ら取組むことで心豊かに安心して暮らせるように、もう一度自治会の意義を見直し、連帯意識の中で心のふれあう自治会となることをめざしていただきたい

いと思います。

さらには、地縁型組織である自治会が、地域のあり方を住民自らが提案できるよう自治会機能の強化を図り、真の自治の担い手としての役割を果たすことが求められています。そのためには、地域住民が参加しやすい、魅力ある自治会活動の推進を図り、「協働」のまちづくりの中核となることを願っています。

まちづくりの原点は人づくりです。世代を超えた地域の持続的な発展と地域に根ざした文化を継承し、独自のまちづくりを実現させましょう。

大町市連合自治会事務局

大町市役所 総務部庶務課市民活動支援係 22-0420(内線 830・831)

| | | |
|-----------|---------------|---------------------|
| 大町地区連合自治会 | 総務部庶務課市民活動支援係 | 22-0420(内線 830・831) |
| 平地区連合自治会 | 平公民館 | 22-0694 |
| 常盤地区連合自治会 | 常盤公民館 | 22-0321 |
| 社地区連合自治会 | 社公民館 | 22-0378 |
| 八坂地区連合自治会 | 八坂支所総務民生課総務係 | 26-2001 |
| 美麻地区連合自治会 | 美麻支所総務民生課総務係 | 29-2311 |